

議案第70号

物品の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、次の物品の取得について、議会の議決を求める。

令和5年6月7日提出

清水町長 阿部 一 男

記

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 物 品 名 | 中学校コンピューター機器一式 |
| 2 | 方 法 | 随意契約 |
| 3 | 契 約 金 額 | 44,714,254円 |
| 4 | 契約の相手方 | 札幌市中央区北4条西6丁目 北海道自治会館内
北海道市町村備荒資金組合
組合長職務代理者 副組合長 三 井 一 敏 |